

用語集

本仕様書で使用する用語の定義は次表に示すとおりである。

表 用語の定義

用語	説明
設計・開発業者	労働基準行政システムの設計・開発（改修等を含む）を行う業者のこと。なお、「平成24年度に予定されている労災レセプト電算処理システムと労災システムとの連携に係る改修を行う業者」を含む。
アプリケーション保守業者	労働基準行政システムの運用管理、及び業務アプリケーションの保守を行う業者のこと。
運用業者	労働基準行政システムの運用に係る実作業を担当する業者のこと。
ハードウェア等納入業者	労働基準行政システムのハードウェア・ソフトウェア等の借入・保守を行う業者のこと。
拠点 LAN 導入業者	労働基準行政システムの拠点 LAN の導入・保守を行う業者のこと。
工程管理等支援業者	監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務の業務・システムの最適化実施のため、最適化実施に係る工程の管理等を行う業者のこと。
コンサルティング業者	監督・安全衛生等業務及び労災保険給付業務の業務・システムの最適化実施のため、労災保険業務課に対して特に技術面の審査を中心とした支援・助言を行う業者のこと。
担当職員	労災保険業務課が指定する職員のこと。
PMO	プログラム・マネジメント・オフィスの略であり、厚生労働省全体管理組織のこと。人事、会計、広報等の関係部局との連携の上、府省内の業務・システムを統括し、最適化を推進する。
PJMO	プロジェクト・マネジメント・オフィスの略であり、厚生労働省個別管理組織のこと。各個別システムの最適化を統括・推進する。
他システム	労働基準行政システムに関連する外部のシステム群のこと。厚生労働省統合ネットワーク、厚生労働省汎用申請・届出等システム、労働局総務情報システム、官庁会計システム（ADAMS II）、ハローワークシステム、労働保険適用徴収システム、住民基本台帳ネットワークシステム等。

インシデント	ユーザーからの問い合わせやシステム監視により、業務の遂行に影響を及ぼすと考えられる事象として、運用業者が登録した情報のこと。業務の遂行に影響を及ぼすことはないが、ソフトウェアの追加・変更などのサービス要求等もインシデント情報として登録される。
仕様変更	労災保険業務課の承認を受けて既に確定している、労働基準行政システムの基本設計書または詳細設計書の仕様に対する変更のこと。なお、仕様変更案件とは、仕様変更管理の対象となる案件のことであり、追加改修の候補となるものを指す。
各種設計書	労働基準行政システムに係る基本設計書、詳細設計書、プログラム設計書等を指す。
基本設計書	労働基準行政システムのシステム化対象業務の業務内容とシステム機能の概要をまとめた文書。業務の流れを定義するとともに、システム化によって実現される機能の具体的な要件が概要レベルで記載される。 また労働基準行政システムの構成や処理方式、性能・セキュリティの条件、移行・運用に係るフローの検討結果等についても、基本的な合意事項が記載される。
詳細設計書	基本設計書に基づき、労働基準行政システムのシステム化対象業務の機能・画面・帳票等の仕様をより詳細に定義した文書。また、労働基準行政システムの処理方式・データモデル設計等も具体的に記載される。
プログラム設計書	詳細設計書に基づき、労働基準行政システムの、モジュールごとのプログラム仕様を定義した文書。
運用マニュアル	労働基準行政システムの運用に係る、「運用管理実施要領」、「運用作業手順書」及び「運用操作手順書」の総称。
運用管理実施要領	労働基準行政システムの運用全体に係る規約及び運用に係る管理プロセスを定義した文書。 具体的には、運用全体に係る規約として、運用マニュアルの体系・管理方法、運用体制（役割、連絡フロー）、会議体等が記載される。また、運用作業を実施する際に必要な、インシデント管理、問題管理、変更・リリース管理、構成管理、運用作業に係るプロセスが記載される。

運用作業手順書	<p>労働基準行政システムの運用作業手順書として以下の 2 つが存在する。</p> <p><運用作業手順書（共通）> 運用管理実施要領にて定義された管理プロセス（インシデント管理、問題管理、変更・リリース管理、構成管理、運用作業）毎の運用作業を詳細に定義した文書。 具体的には、作業の発生契機、作業フロー、作業詳細、作業実施に当たり必要な情報（運用操作手順書等）等が記載される。</p> <p><運用作業手順書（個別）> 端末・サーバ・ネットワークの監視、ジョブスケジュールの設定、バックアップ媒体の管理、ユーザー情報管理、マスタメンテナンス等、個別の運用作業を詳細に定義した文書。 具体的には、作業の発生契機、作業フロー、作業詳細、作業実施に当たり必要な情報（運用操作手順書等）、作業環境（場所、端末、使用ツール等）等が記載される。</p>
運用操作手順書	<p>運用作業手順書に記載された運用作業を実施する際の、労働基準行政システムの操作手順を定義した文書。具体的には、各種運用ツール（Systemwalker、JP1 等）に係る操作手順、労働基準行政システムのマスタメンテナンス・データ更新に係る操作手順等が記載される。</p>
機械処理手引	<p>労働基準行政システムが保持する業務アプリケーションの操作方法等を記載した、職員向けマニュアルのこと。職員が業務を遂行する際のシステムの操作方法、留意点等を定める。</p>
EA ドキュメント	<p>業務・システムの最適化を実現するための設計思想・基本理念をまとめた文書のこと。WFA、DFD 等が含まれる。</p>
情報システム運用継続計画	<p>国民生活等に重大な影響を及ぼす業務を処理する情報システムについて、災害・事故等の非常時に早期に復旧させ継続して利用するために必要となる基本的事項を定めたもの。</p>
WFA（業務流れ図）	<p>システム化対象業務の業務処理過程の中で、個々のデータが処理される組織・場所・順序をわかりやすく記述した文書のこと。</p>
DFD（機能情報関連図）	<p>システム間のデータの流れを示す図のこと。データを発生・吸収・処理・蓄積するシステムの間を、データの流れを示す矢印で繋ぐ。</p>

SLA (サービスレベル協定書)	サービス提供者 (プロバイダ) とサービス委託者 (顧客) との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求 (達成) 水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意しておくこと。あるいはそれを明文化した文書、契約書のこと。
SLCP-JCF2007	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系 (2007 年版) のこと。
EVM	Earned Value Management の略であり、プロジェクトの計画や成果物、労働力を同じ指標 (出来高) に換算して管理することで、プロジェクトの遅延やコスト超過を早期に発見する手法のこと。